

看護師の特定行為実施 に関する包括同意について



当院では厚労省より定められた、「特定行為に係る看護師の研修制度」を修了した看護師が特定行為を実施しております。患者・家族の皆様におきましては、何卒ご理解・ご協力よろしくお願い申し上げます。

特定行為とは、あらかじめ医師の指示に基づいて作成された手順書※に準じて行われる診療の補助行為で、厚生労働省が2015年に設けた制度です。

※手順書とは、医師または歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成される文書であり、「看護師に診療の補助を行わせる病状の範囲」、「診療の補助の内容」等が定められているものです。

特定行為の実施は安全・安楽に十分に配慮し行います。特定行為の実施におきまして同意されない場合はご遠慮なくお申し出ください。患者さんが診療上の不利益を被ることはございません。特定行為に関しての相談や質問は下記までお問い合わせください。

医療相談窓口

【受付時間】 平日8：30～17：15
【場所】 1階 玄関横



独立行政法人 国立病院機構
南和歌山医療センター